



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年7月27日火曜日 第2187号

### ◇ 目次 ◇

指定道路の指定.....	548
土地改良区役員の就退任の届出.....	548
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線).....	548
道路の供用開始(県道鳥井喜木津線).....	549
道路の供用開始(県道八幡浜宇和線).....	549

### 告 示

#### ○愛媛県告示第836号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年7月27日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成22年7月13日
- 3 指定道路の位置  
伊予郡松前町大字筒井字中須賀368番地及び369番地
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 4.00メートル
  - (2) 幅員 34.90メートル

#### ○愛媛県告示第837号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年7月27日

愛媛県南予地方局長 高魚 貞利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 博	西予市三瓶町垣生甲370番地
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立2番耕地157番地
"	紀伊野 五 男	西予市三瓶町朝立1番耕地296番地

"	松 本 忠一郎	西予市三瓶町津布理112番地1
"	西 本 定 義	西予市三瓶町安土45番地
"	菊 池 崇 之	西予市三瓶町和泉甲224番地2
"	西 村 和 明	西予市三瓶町嶋山丙181番地
"	井 上 德 年	西予市三瓶町垣生甲182番地
"	吉 岡 慶 治	西予市三瓶町二及1番耕地334番地
"	松 本 忠	西予市三瓶町長早3番耕地26番地1
"	川 西 岩 和	西予市三瓶町周木6番耕地23番地
"	高 月 紀 道	西予市三瓶町有太刀700番地4
"	笹 田 昭 治	西予市三瓶町蔵貫浦647番地6
"	二 宮 清 治	西予市三瓶町蔵貫3382番地
"	濱 田 貞 一	西予市三瓶町皆江1755番地18
"	二 宮 八 廣	西予市三瓶町下泊689番地
監 事	松 木 泰	西予市三瓶町津布理3303番地
"	洲 家 卯太磨	西予市三瓶町二及2番耕地576番地1
"	三 好 藤 治	西予市三瓶町蔵貫浦17番地

#### 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加賀城 惣 治	西予市三瓶町津布理70番地5
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立2番耕地157番地
"	片 山 昭 典	西予市三瓶町朝立1番耕地93番地1
"	松 本 忠一郎	西予市三瓶町津布理112番地1
"	西 本 定 義	西予市三瓶町安土45番地
"	菊 池 崇 之	西予市三瓶町和泉甲224番地2
"	西 村 和 明	西予市三瓶町嶋山丙181番地
"	井 上 德 年	西予市三瓶町垣生甲182番地
"	吉 岡 慶 治	西予市三瓶町二及1番耕地334番地
"	河 野 親 光	西予市三瓶町長早3番耕地101番地
"	川 西 岩 和	西予市三瓶町周木6番耕地23番地
"	井 上 富 士 大	西予市三瓶町有太刀141番地
"	濱 田 茂	西予市三瓶町蔵貫浦731番地
"	三 好 恆 敏	西予市三瓶町蔵貫12番地1
"	柴 田 房 則	西予市三瓶町皆江2519番地
"	田 中 房 秋	西予市三瓶町下泊676番地
監 事	宮 本 光 靖	西予市三瓶町朝立1番耕地18番地1
"	三 好 茂 勝	西予市三瓶町垣生甲1450番地
"	星 野 万 仁	西予市三瓶町皆江1886番地

#### ○愛媛県告示第838号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

愛媛県知事 加戸 守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町釜木1782番地先から 同町釜木1781番地先まで	旧	メートル 5.3～17.7	キロメートル 0.085	
		西宇和郡伊方町釜木1782番2から 同町釜木1781番2まで	新	8.5～24.8	0.085	

## ○愛媛県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町釜木1782番2から 同町釜木1781番2まで	平成22年 7月27日

## ○愛媛県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市五反田1番耕地421番3から 同市五反田2番耕地32番4まで	平成22年 7月27日